

電気関係報告規則等の一部を改正する省令新旧対照条文
 ○電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

別表第三（第六十三条、第六十六条関係）

別表第三（第六十三条、第六十六条関係）

電気工 作物の 種類	記載すべき事項	添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容 に 関係あるものに限る。
	一般記載事項 設備別記載 事項（認可） の申請又は 届出に係る 工事の内容 に 関係ある ものに限る 。	
一 発 電 所 (略)	送電関係一覧図 事業用電気工作物が電気 の円滑な供給を確保する ため技術上適切なもので あることの説明書（電圧	

電気工 作物の 種類	記載すべき事項	添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容 に 関係あるものに限る。
	一般記載事項 設備別記載 事項（認可） の申請又は 届出に係る 工事の内容 に 関係ある ものに限る 。	
一 発 電 所 (略)	送電関係一覧図 事業用電気工作物が電気 の円滑な供給を確保する ため技術上適切なもので あることの説明書（電圧	

十七万ボルト以上の電力系統に係る事業用電気工作物であつて、一般電気事業の用に供されるものに係る場合に限る。）

特定対象事業に係るものにあつては、特定対象事業実施区域内の主要工作物及び主要仮設備の配置図（水力発電所の場合は、減水区間の長さも併せて記載すること。）

特定対象事業に係るものにあつては、その特定対象事業に係る法第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置に関する説明書

環境影響評価法第二条第三項に規定する第二種事業（特定対象事業を除く

十七万ボルト以上の電力系統に係る事業用電気工作物であつて、一般電気事業の用に供されるものに係る場合に限る。）

特定対象事業に係るものにあつては、特定対象事業実施区域内の主要工作物及び主要仮設備の配置図（水力発電所の場合は、減水区間の長さも併せて記載すること。）

特定対象事業に係るものにあつては、その特定対象事業に係る法第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置に関する説明書

環境影響評価法第二条第三項に規定する第二種事業（特定対象事業を除く

。に係るものにあつては、同法第四条第三項第二号（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の措置に関する説明書

大気汚染防止法第二条第二項のばい煙発生施設を設置する場合は、ばい煙に関する説明書

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により指定された地域内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、騒音に関する説明書

水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設を設置する場合は、有害物質貯蔵指定施設に関する説明書

。に係るものにあつては、同法第四条第三項第二号（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の措置に関する説明書

大気汚染防止法第二条第二項のばい煙発生施設を設置する場合は、ばい煙に関する説明書

騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、騒音に関する説明書

（新設）

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、振動に関する説明書

ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第一百五号）第二条第二項の特定施設を設置する場合は、ダイオキシン類に関する説明書

急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の崩壊の防止措置に関する説明書

発電所の概要を明示した

振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、振動に関する説明書

ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項の特定施設を設置する場合は、ダイオキシン類に関する説明書

急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の崩壊の防止措置に関する説明書

発電所の概要を明示した

別表第四（第六十五条関係）

二 四	（二） （八）		
（略）	（略）		
（略）	（略）		
（略）	（略）	地形図（水力発電所の場合は、縮尺五万分の一以上の地形図） 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図（水力発電所の場合は、各設備の主要寸法を記載すること。） 単線結線図（接地線（計器用変成器を除く。）については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。） 新技術の内容を十分に説明した書類	

別表第四（第六十五条関係）

二 四	（二） （八）		
（略）	（略）		
（略）	（略）		
（略）	（略）	地形図（水力発電所の場合は、縮尺五万分の一以上の地形図） 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図（水力発電所の場合は、各設備の主要寸法を記載すること。） 単線結線図（接地線（計器用変成器を除く。）については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。） 新技術の内容を十分に説明した書類	

<p>工事の種類</p>	<p>一 大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設に該当する電気工作物に係る工事</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設に該当する電気工作物に係る工事</p> <p>五 水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設に該当する電気工作物を設置する事業場の電気工作物に係る工事</p>
<p>事前届出を要するもの</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>廃ガス洗浄施設（水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設に該当するものに限る。）若しくはこれに係る設備の設置又は改造であつて、構造、設備（当該廃ガス洗浄施設が同法第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設</p>

<p>工事の種類</p>	<p>一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設に該当する電気工作物に係る工事</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定施設に該当する電気工作物に係る工事</p> <p>五 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設に該当する電気工作物を設置する事業場の電気工作物に係る工事</p>
<p>事前届出を要するもの</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>廃ガス洗浄施設（水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設に該当するものに限る。）若しくはこれに係る設備の設置又は改造であつて、構造、使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態若しくは量（水質汚濁防止</p>

<p>七 騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設に</p>	<p>(略)</p>
<p>六 水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物を設置する事業場の電気工作物に係る工事</p>	<p>に該当しない場合又は同法第五条第二項の規定に該当する場合を除く。)、使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態若しくは量(同法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態若しくは量を含む。)、同法第二条第八項に規定する特定地下浸透水の浸透の方法又は用水若しくは排水の系統の変更を伴うもの</p> <p>水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物の設置又は改造であつて、構造、設備、使用の方法又は当該施設において貯蔵される同法第二条第二項第一号に規定する有害物質(以下「有害物質」という。)に係る搬入若しくは搬出の系統の変更を伴うもの</p>

<p>六 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態若しくは量を含む。)、同法第二条第八項に規定する特定地下浸透水の浸透の方法又は用水若しくは排水の系統の変更を伴うもの</p>

該当する電気工作物（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）を設置する事業場の電気工作物に係る工事

八 振動規制法第二条第一

項に規定する特定施設に該当する電気工作物（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）を設置する事業場の電気工作物に係る工事

九 鉱山保安法第二条第二

項に規定する鉱山に属する工作物（海域にあり、定置式のものに限る。）に設置する電気工作物に

（略）

（略）

二条第一項に規定する特定施設に該当する電気工作物（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）を設置する事業場の電気工作物に係る工事

七 振動規制法（昭和五十

一年法律第六十四号）第二条第一項に規定する特定施設に該当する電気工作物（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）を設置する事業場の電気工作物に係る工事

八 鉱山保安法（昭和二十

四年法律第七十号）第二条第二項に規定する鉱山に属する工作物（海域にあり、定置式のものに限

（略）

（略）

(六) 一環 境関連 (一) (五)	(略)	記載すべき事項 一般記載事項 設備別記載事項 (届出に係る工事の内容に係のあるものに限る。) (略)	添付書類(届出に係る工事の内容に係のあるものに限る。) (略)	別表第五(第六十六関係) 係る工事
	1 有害物			
	有害物質貯蔵指定施設に			

(新) 一環 境関連 (一) (五)	(略)	記載すべき事項 一般記載事項 設備別記載事項 (届出に係る工事の内容に係のあるものに限る。) (略)	添付書類(届出に係る工事の内容に係のあるものに限る。) (略)	別表第五(第六十六関係) (新)に設置する電気工 作物に係る工事
	(新設)			
	(新設)			

一 九 (七)	設 指 施 質 貯 蔵 有 害 物 定 ず る 項 に 規 定 する 条 第 三 法 第 五 濁 防 止 水 質 汚
(略)	質 貯 蔵 指 定 施 設 の 種 類 、 容 量 及 び 個 数 並 び に そ の 施 設 に お い て 貯 蔵 さ れ る 有 害 物 質 に 係 る 搬 入 及 び 搬 出 の 系 統
(略)	関 する 説 明 書
一 八 (六)	設
(略)	
(略)	

○電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）

改正案		現行	
<p>（公害防止等に関する届出）</p> <p>第四条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、同表の届出先の欄に掲げる者（当該届出に係る電気工作物が原子力発電所に属するものである場合には、経済産業大臣）へ届け出なければならない。ただし、同表の第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号に掲げる場合であつて、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。</p>		<p>（公害防止等に関する届出）</p> <p>第四条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、同表の届出先の欄に掲げる者（当該届出に係る電気工作物が原子力発電所に属するものである場合には、経済産業大臣）へ届け出なければならない。ただし、同表の第一号から第四号まで及び第六号に掲げる場合であつて、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。</p>	
届出を要する場合	届出期限	届出事項	届出先
一〜五	(略)	(略)	(略)
五の二 水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）に		当該変更に係る事項	

<p>該当する電気工作物を設置する場合又は有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物の使用の方法若しくは当該施設において貯蔵される同法第二条第二項第一号に規定する有害物質（第十二号の二において「有害物質」という。）に係る搬入若しくは搬出の系統を変更する場合</p>	<p>六（略）</p>	<p>七十一（略）</p>	<p>十二 現に設置している電気工作物が特定施設となつた場合において排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる場合</p>
<p>三十日以内（第七号に掲げる場合にあつては</p>	<p>三十日以内（第七号に掲げる場合にあつては</p>	<p>電気工作物がばい煙発生施設</p>	<p>特定施設が水質汚</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>特定施設の種類、構造、設備（当該特定施設が水質汚</p>	<p>（略）</p>

<p>六（略）</p>	<p>七十一（略）</p>	<p>十二 現に設置している電気工作物が特定施設となつた場合において汚水等を排出する場合</p>	<p>（略）</p>
<p>三十日以内（第七号に掲げる場合にあつては</p>	<p>三十日以内（第七号に掲げる場合にあつては</p>	<p>電気工作物がばい煙発生施設</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>特定施設の種類、構造、使用の方法</p>	<p>（略）</p>

	<p>十二の二 現に設置している電気工作物が有害物質使用特定施設（前号に掲げる場合を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設となつた場合</p>
<p>止法第二事業場に 条第二項あつては に規定す、排水系 る特定施 統別の汚 染状態及 び量を含 た日から 、第十二 、第十二 号の二に 特定地下 掲げる場 浸透水の 合にあつ 浸透の方 ては電気 法並びに 工作物が 用水及び 有害物質 排水の系 使用特定 施設（第 十二号に 有害物質 掲げる場 使用特定 合を除く 施設（前 号に掲げ る場合を 有害物質 貯蔵指定 除く。） 施設とな 又は有害 物質貯蔵 つた日か</p>	

	<p>(新設)</p>
<p>止法第二 条第二項 に規定す る特定施 設となつ た日から 三十日以 内)</p>	
	<p>(新設)</p>

十六 第一号若しくは第二号の施設、第三号、第四号、第五号の二、第六号若しくは第十	十三～十五 (略)	
(略)	(略)	三十日以内)
(略)	(略)	指定施設 の構造、 設備、使 用の方法 並びに当 該施設に おいて製 造され、 使用され 若しくは 処理され 又は貯蔵 される有 害物質に 係る搬入 及び搬出 の系統
(略)		
十六 第一号若しくは第二号の施設、第三号、第四号、第六号若しくは第十五号の二の電	十三～十五 (略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)		

<p>五号の二の電気工作物又は騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であつて同法第二条第一項の特定施設に該当するものを設置する者の氏名若しくは名称、住所若しくは法人にあつてはその代表者の氏名若しくは工場若しくは事業場の名称若しくは所在地（第十五号の二の電気工作物を設置している又は予備として有している者にあつては代表者の氏名を除く。）又は第十五号の二の電気工作物の設置若しくは予備の別に変更があつた場合</p>	<p>十七 第一号若しくは第二号の施設又は第三号、第四号、第五号の二若しくは第六号の電</p>
--	---

	<p>(略)</p>
--	------------

<p>電気工作物又は騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であつて同法第二条第一項の特定施設に該当するものを設置する者の氏名若しくは名称、住所若しくは法人にあつてはその代表者の氏名若しくは工場若しくは事業場の名称若しくは所在地（第十五号の二の電気工作物を設置している又は予備として有している者にあつては代表者の氏名を除く。）又は第十五号の二の電気工作物の設置若しくは予備の別に変更があつた場合</p>	<p>十七 第一号若しくは第二号の施設又は第三号、第四号若しくは第六号の電気工作物を廃</p>
---	---

	<p>(略)</p>
--	------------

<p>気工作物を廃止した場合（当該施設の属する発電所の廃止又は出力の変更に伴い廃止した場合を除く。）</p>	(略)	(略)	(略)
<p>止した場合（当該施設の属する発電所の廃止又は出力の変更に伴い廃止した場合を除く。）</p>	(略)	(略)	(略)

○電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	<p>（適用除外）</p> <p>第三条 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される電気設備であつて、鉄道、索道又は軌道の専用敷地内に施設するもの（直流変成器又は交流き電用変成器を施設する変電所（以下「電気鉄道用変電所」という。）相互を接続する送電用の電線路以外の送電用の電線路を除く。）については、<u>第十九条第十三項、第二十条、第二十一条、第二十三条第二項、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条から第三十二条、第三十四条、第三</u></p>
現 行	<p>（適用除外）</p> <p>第三条 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される電気設備であつて、鉄道、索道又は軌道の専用敷地内に施設するもの（直流変成器又は交流き電用変成器を施設する変電所（以下「電気鉄道用変電所」という。）相互を接続する送電用の電線路以外の送電用の電線路を除く。）については、<u>第十九条第八項、第二十条、第二十一条、第二十三条第二項、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条から第三十二条、第三十四条、第三十</u></p>

十六条から第三十九条まで、第四十七条、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十三条第一項の規定を適用せず、鉄道営業法、軌道法又は鉄道事業法の相当規定の定めるところによる。

2・3 (略)

(公害等の防止)

第十九条 (略)

2・3 (略)

4 水質汚濁防止法第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設(次項において「有害物質使用特定施設」という。)を設置する発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所から地下に浸透される同項に規定する特定地下浸透水(次項において「特定地下浸透水」という。)は、同法第八条第一項の環境省令で定める要件に該当してはならない。

5 発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に設置する有害物質使用特定施設は、水質汚濁防止法第十二条の四の環境省令で定める基準に適合しなければならない。ただし、発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所から特定地下浸透水を浸透させる場合は、この限りでない。

6 発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に設置する水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設は、同法第十二条の四の環境省令で定める基準に適合しなければならない。

六条から第三十九条まで、第四十七条、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十三条第一項の規定を適用せず、鉄道営業法、軌道法又は鉄道事業法の相当規定の定めるところによる。

2・3 (略)

(公害等の防止)

第十九条 (略)

2・3 (略)

4 水質汚濁防止法第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設を設置する発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所から地下に浸透される同項に規定する特定地下浸透水は、同法第八条の環境省令で定める要件に該当してはならない。

(新設)

(新設)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に設置している水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設（同法第五条第二項に該当する場合を除き、設置の工事をしている場合を含む。）及び同法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（設置の工事をしている場合を含む。）については、この省令の施行の日から起算して三年を経過するまでの間は、この省令による改正後の電気設備に関する技術基準を定める省令第十九条第五項及び第六項の規定は、適用しない。